

米空軍嘉手納基地への無人偵察機（MQ-9）の配備に対する意見書

本年10月6日に、防衛省幹部等から嘉手納基地周辺の3自治体へ「海上自衛隊鹿屋航空基地に一時展開している8機の米空軍無人偵察機（MQ-9）と隊員約100人が、期間を定めず嘉手納基地に配備され、11月から運用開始される」との説明があり、本町議会にも11月2日に説明が行われた。

防衛省は、鹿屋航空基地への一時展開に際し事前に住民説明会の開催、デモ飛行、騒音測定等を重ね、さらに鹿屋市と九州防衛局において安心安全対策など運用に関する協定書を締結するなど慎重に進めてきたとの事だが、嘉手納基地への配備においては周辺自治体への説明からわずか1週間後に飛来し歴然たる対応差に不信感が高まるばかりである。

同機は、鹿屋基地において今年8月、基地内の滑走路を逸脱し地上施設に接触する事故を起こし、1ヵ月以上飛行停止していた。米軍の調査で機体の安全が確認されたとして飛行再開したが、事故原因が公表されない中での嘉手納基地への配備には強い憤りを禁じ得ない。

南西地域周辺での情報収集、警戒監視及び偵察機能の強化が求められていることは承知しているが、具体的な負担軽減が示されない中での無人偵察機（MQ-9）の無期限配備は、基地の機能強化につながり到底容認できるものではない。

嘉手納基地周辺住民は、基地があることで不安を抱えながらの生活を余儀なくされ、精神的負担は計り知れない。日米両政府はそのことを認識し、ルールの遵守と実質的な負担軽減を図るべきである。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 鹿屋航空基地で発生した滑走路逸脱事故原因を速やかに公表させること。
- 2 米空軍無人偵察機MQ-9の嘉手納基地配備について、中止を含め見直しさせること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図ること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年11月13日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長